

# 所得税・市県民税の申告は お早めに



問▶ 刈谷税務署 (☎(21)6211)  
市市民税課 (☎(71)2214)

## 申告するとは？

### ■ 次の場合は申告を(主な例)

平成29年1月1日～12月31日に次の①～⑤に該当する所得があった、又は⑥・⑦に該当する人は申告が必要です。

ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- ① 営業、農業、不動産等の所得
  - ② 2カ所以上からの給与
  - ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得
  - ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金
  - ⑤ 土地、建物等の譲渡所得
  - ⑥ 源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している人
  - ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)による所得があり、社会保険料等の控除を受ける人
- ※収入が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人は、確定申告は不要です。

### ■ 申告書の発送・配布

昨年の状況に基づき、1月24日(水)に市民税・県民税申告書を市役所から送付します。なお、

原則として今年度から確定申告書が送付されなくなります。確定申告書に代えて「確定申告のお知らせ(はがき又は通知書)」が送付されます。

申告書等は刈谷税務署の他、市市民税課・各支所でも配布しますが、数に限りがあります。

### ■ 申告書の提出

市民税・県民税申告書は市役所、確定申告書は刈谷税務署へ提出してください。

提出する際は、必ず源泉徴収票等の資料を「添付資料台紙」に添付してください。

確定申告書は、1枚目のみを提出し、控え(2枚目)は必ず手元に残してください。

また、市役所及び市内3会場では、控えに収受印を押すことができません。収受印が必要な場合は、刈谷税務署へ持参するか、切手を貼った返信用封筒を同封して同署へ郵送してください。

### ■ 申告に必要なもの(主な例)

②～⑤の書類はいずれも原本が必要です。

①マイナンバー(個人番号)が分かるものの写し及び身元確認書類の写し(マイナンバーカードを持っていない人はマイナ

ンバーカードのみ。ただし、刈谷税務署以外で申告する人は申告書に写しを添付する必要があります(※左図参照)。また、申告者本人の他、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーの記載が必要です。

**◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は**

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

**◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は**

番号確認書類	身元確認書類
<p>【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知カード</li> <li>● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り、)などのうちいずれか1つ</li> </ul>	<p>【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 公的医療保険の被保険者証</li> <li>● パスポート</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 在留カード</li> <li>● などのうちいずれか1つ</li> </ul>

**問▶刈谷税務署 (☎〈21〉6211)**  
**市市民税課 (☎〈71〉2214)**

②源泉徴収票等、収入金額がわかるもの(必要に応じ、配偶者のもの)

③生命保険料、地震保険料、損害保険料等の控除証明書

④社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税・介護・後期高齢者医療保険料の支払明細書は、市から該当者へ1月25日(木)に発送します。年金から引き落としされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています。国民年金保険料については、刈谷年金事務所に、控除証明書の交付を受けてください。

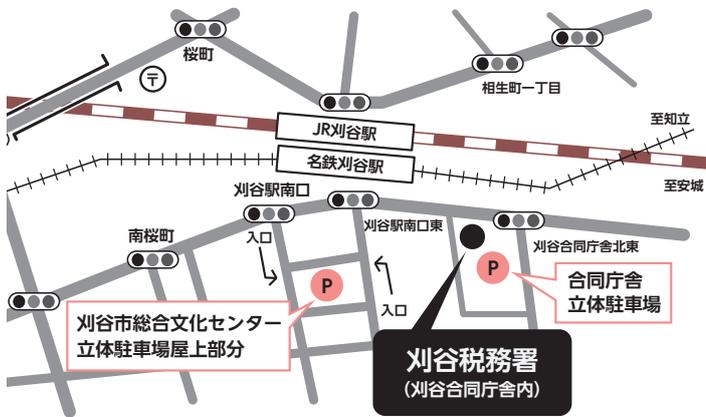
⑤医療費の明細書又は領収書  
 ※事前に医療費の合計額と保険等による補てん額が分かるようにしておいてください。

⑥認め印  
 ⑦申告者名義の口座(金融機関名・支店名・口座番号)が分かるもの(通帳等)

**申立会場**

いずれの会場も混雑が予想されます。時間に余裕をもって来場してください。駐車場には限りがありますので、公共交通機関等を利用してください。

**刈谷税務署案内図**



**■刈谷税務署での申告**

●開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)午前9時～午後5時(土(日)を除く。ただし、2月18日(日)・25日(日)は開設)

※午後4時までには受付に来てください。  
 ※還付申告書(医療費・住宅借入金控除等)は開設期間前でも刈谷税務署に提出できます。

●場所 左案内図のとおり

※刈谷市総合文化センター立体駐車場屋上部分は催事等により、利用できない場合があります。

**■次の申告相談は刈谷税務署へ**

次のいずれかに該当する人は、市役所・市内3会場での申告相談ができません。刈谷税務署で申告してください。

①平成28年分以前の所得税の申告

②営業・農業・不動産所得の申告

③土地・建物・株式等の譲渡所得の申告

④申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、仮想通貨の売却・使用による所得の申告

⑤相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告

⑥贈与税・相続税・消費税の申告

⑦住宅借入金等特別控除を申告する人のうち、初年度・借換・連帯債務・適用再開の申告

⑧住宅耐震特定改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告

⑨海外に居住している親族を控除対象扶養親族として追加する申告

※安城市に住民登録のない人は、住民登録のある市町村が税務署で申告してください。

■インターネットによる申告

国税庁HP内「確定申告書等

作成コーナー」では、自宅で確定申告書の作成ができます。ぜひ活用ください。

**■市役所・市内3会場での申告**

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料、3時間を超過した場合は30分ごとに100円です。

市役所会場には確定申告書パソコン作成コーナーを設置しています。自分でパソコンを使って申告書を作成できます。

●開催日/受付時間/会場 5 ページの表のとおり

**■上場株式等の配当について**

所得税等の確定申告において「上場株式等に係る配当所得」又は「上場株式等に係る譲渡所得」を、総合課税又は申告分離課税として申告した場合は、市民税・県民税も同様にその課税方法が適用されます。ただし、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書を提出すると、所得税と異なる課税方法を選択することができます(例：所得税は総合課税又は申告分離課税、市民税・県民税は申告不要制度)。

## 市役所・市内3会場 一覧表

開催日	受付時間	会場
★2月1日(休)	午前9時～午後7時	明祥公民館
2月2日(金)	午前9時～午後4時	
★2月6日(火)	午前9時～午後7時	北部公民館
2月7日(水)	午前9時～午後4時	
★2月8日(休)	午前9時～午後7時	桜井福祉センター ※桜井公民館ではありません。
2月9日(金)	午前9時～午後4時	
2月16日(金)～3月15日(木) (土)(日)を除く)	午前9時～午後4時	市役所 大会議室 (本庁舎3階)

※★印の日程のみ午後7時まで受付します。

※市役所会場でエレベーターを使用する場合は、北庁舎玄関を利用してください。

※住んでいる地域にかかわらず、いずれの会場も利用できます。

### 医療費控除について

※申告不要制度の選択は、市民税・県民税が源泉徴収されているものに限りです。

### 医療費控除について

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

### セルフメディケーション税制

平成29年中に健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組(予防接種、勤務先で実施する定期健康診断、特定健康診査等)を行い、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のための特定一般医薬品等を購入した場合、従来の医療費控除に代えてセルフメディケーション税制を適用できます。

なお、控除を受けるためには、医薬品購入費の明細書を添付し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります(医薬品購入費の領収書は5年間保存する必

要があります)。

なお、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医薬品購入費の領収書の添付又は提示によることもできます。

※特定一般医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。具体的な品目一覧は、厚生労働省HP内「対象品目一覧」参照。

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

### 寄附金税額控除について

■市の指定を受けたNPO法人への寄附金税額控除

条例で市の指定を受けたNPO法人に寄附をした場合、申告により市民税の税額控除を受けることができます。

寄附金受領証明書を添付し、市民税・県民税申告書又は寄附金税額控除申告書を提出してく

ださい。

### ふるさと納税ワンストップ特例制度と申告

ワンストップ特例の適用を申請している人で次のいずれかに該当する場合は、すべてのふるさと納税にかかる寄附金を含めて確定申告又は市民税・県民税申告をする必要があります。

- ①平成29年分の確定申告、市民税・県民税申告をする
- ②ふるさと納税先が6団体以上

### 要介護認定がある人の控除

①障害者控除対象者認定書  
身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、この認定書で障害者控除を受けることができます。場合があります。

②おむつ代の医療費控除確認書  
市発行の確認書で、医師発行のおむつ使用証明書に代えることができます。場合があります。

●対象 要介護認定1～5の人  
①↓65歳以上の人 ②↓寝たきり状態で、昨年も同様の申告をした人

●申込み 高齢福祉課(☎71-2223)

※認定書・確認書は、申込み後1週間程度で送付します。